

令和8年度 愛の詩基金事業 「社会福祉活動団体等支援事業」助成金 申請団体募集のご案内



この事業は、「愛の詩基金」の果実（利息）を活用して、地域福祉活動の充実を図ることを目的としています。

○対象団体

市内に活動の本拠を有する法人格の無い団体です（特定非営利活動法人は可）。

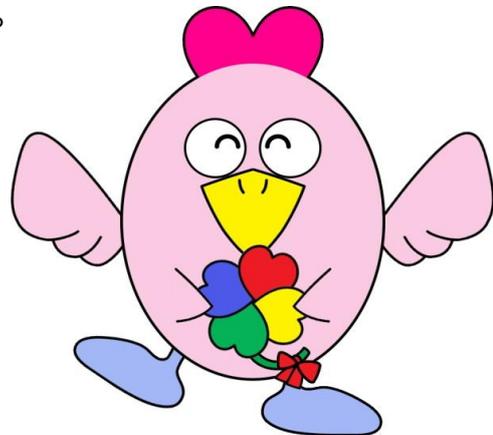
ただし、営利を目的とした団体は除くものとします。

※申請は1団体（1法人）につき1件までとします。

○対象事業

非営利の事業とします。

- ①在宅老人福祉事業
- ②在宅障がい者（児）福祉事業
- ③児童福祉事業
- ④低所得者援護事業
- ⑤ボランティア活動の推進に関する事業
- ⑥その他地域福祉の推進に関する事業



越谷市社協マスコット
「ハートん」

※同じ事業内容は交付を受けた年度から3年を経過しなければ申請できません。

ただし、目的達成のため複数年かかる合理的理由があるものと認める場合は、3年間を限度に申請することができます。〔詳しくはお問い合わせください〕

○対象外事業

- ①営利を主な目的としていると認められる事業。ただし、非営利の事業であっても、この助成事業が特定の個人又は団体の収益活動又は活動資金の捻出のための活動に当たると認められる場合は、営利事業と同様に取り扱うものとします。
- ②入場料を徴収して行う事業。
- ③特定の政治的又は宗教的目的を有すると認められる事業。
- ④特定の個人又は団体のみを対象とする事業。
- ⑤表彰式等のイベントへの参加のみを目的とする事業。

※①・②に該当する場合であっても、当該事業が愛の詩基金の理念に合致し、社会福祉の向上、その他、本市における快適で活力ある魅力的な福祉のまちづくりに資するものであると認められる場合は、助成対象とします。

○事業実施期間

令和8年（2026年）6月1日～令和9年（2027年）3月31日

（複数年事業の実施に際しては、この限りではありません。）

○助成対象経費

次のような助成事業に係る経費。

- ・ 消耗品費（用紙、文房具等の消耗品代等）
- ・ 印刷製本費（パンフレット・ちらし等の印刷や製本代等）
- ・ 通信運搬費（切手・葉書、電話代等の通信費等）
- ・ 賃借料（会場代、駐車場代、助成事業に係る物品の借上げ料等）
- ・ 諸謝金（申請団体スタッフ以外の外部の講師等への謝金等）
- ・ 旅費交通費（移動に係る交通費等）
- ・ 会議費（講師の飲み物代等）
- ・ 損害保険料（参加者に掛ける保険料等）

○助成対象外経費

①食料品費、食事代

（ただし、助成対象事業の活動において、審査委員会が特に必要と認めた場合はこの限りではない）

②団体運営のための経常的経費（運営費、人件費等）

③活動に関連して開催する反省会・打上げ等の経費

④有償頒布のプログラム等の作成費

⑤会員への諸謝金や賃借料等

⑥備品の購入費及び機材等の整備、修繕費

○助成額

20万円を上限とします。

（助成対象事業費の10%以上の自己負担金が必要となります。）

○助成金の審査・決定

申込みを受付けた申請書については、審査委員会において申請内容が審査され、助成の可否が決定されます。※助成事業実施の際は、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会「愛の詩基金助成金」が使われている旨チラシ等に記載をお願いいたします。

○応募期限

申請書受付期限については、4月10日（金）まで（窓口受付のみ・厳守）

【申込み・問合せ】

社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉担当

越谷市越ヶ谷4-1-1 TEL (966) 3411 FAX (966) 7195

申請書は越谷市社会福祉協議会地域福祉課窓口でお渡しいたします。